

西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃（京阪神エリア）の  
上限変更認可申請に関する審議（3回目）

1. 日 時

令和6年6月11日（火） 10:30～11:25

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋武、木村、浅井、藤澤、増田、藤間

4. 議事概要

- 鉄道局より、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）からの鉄道の旅客運賃（京阪神エリア）の上限変更認可申請について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 2019年度第2四半期の定期、定期外の輸送人キロが顕著に増加している理由は何か。
  - ② 「運賃収入の増加を目的としない運賃の上限変更に関する処理方針」では、3年ごとに認可を受けなければならないと説明があったが、検証した結果、当初の意図どおり運賃収入が増加しなかった場合、変動運賃をまた継続する時も3年で区切るという理解か。
  - ③ 特定区間運賃について、他社を意識して低く抑え、上げることができないということはあるのか。  
等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
  - ① 変動幅は1～2%であり、大きな動きではないと認識。なお、2018年第2四半期は大阪豪雨等の影響、また、2019年10月に消費税改定があり、先買いの影響があったものと聞いている。
  - ② 現在の制度を前提にすればご理解のとおり。

③ 他社を意識している面はあると思う。  
等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。